

# 紀の川慈尊院地区堤防整備景観検討委員会規約

## (趣旨)

第1条 本規約は、「紀の川慈尊院地区堤防整備景観検討委員会」(以下、「委員会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 委員会は、紀の川の慈尊院地区における堤防整備にあたって、周辺の景観に配慮した整備とするため、学識者等からの専門的な意見を頂き、景観整備方針を作成し、整備に反映することを目的とする。

## (組織等)

第3条 委員会の委員は、和歌山河川国道事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は、慈尊院地区の堤防整備に関する景観整備方針が決定するまでの間とする。
3. 委員の追加が必要となった場合は、委員を追加することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同様とする。

## (委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選により選任する。
3. 委員長は、会務を総括し、景観委員会を代表する。
4. 委員長に事故等があり、第4条の3の職務を努められない場合は、委員長が指名する者がその職務を代行する。

## (運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門的な知識を有する方に意見を聞くことができる。

(情報公開)

第6条 情報公開の方法については委員会で定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、和歌山河川国道事務所河川管理課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付則)

この規約は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。